

遺言や大切な契約は

公証役場で

旭川公証人合同役場

☎ 0166 23 0098

10月1日から7日は

「公証週間」

公正証書は、国から任命された法律の専門家の公証人が作成する公文書です。

遺言、離婚給付、金銭貸借、土地建物賃貸借など大切な契約を公正証書にしておくことで権利の争いを防ぎ、あなたの財産を守ります。ご相談は、公証週間に關係なく土曜、日曜、祝日を除き無料で、また電話でも行っています。

・旭川公証人合同役場

旭川市4条通9丁目朝日

生命旭川ビル2階

☎ 0166 23 0098

FAX 0166 22 5553

地域の福祉、
みんなで参加

赤い羽根
共同募金

10月1日 ▶ 12月31日

消費者金融の利用について

上川支庁商工労働観光課商工振興係

☎ 0166 46 5940

トラブルを防止するために

貸金業者からお金を借りるときは、次のことに注意しましょう。

貸金業者の登録をしているか確認しましょう。
契約前に貸付利率や返済方法などの条件を必ず確認しましょう。
契約を締結したときは、契約書面の交付を必ず受けましょう。

債務を弁済したときは、受取証書（領収書）の交付を必ず受けましょう。
クレジットカードや運転免許証、健康保険証、年金受給証などは、担保として提供してはいけません。
内容を記載していない書面に記名、押印は絶対にしてはいけません。

債務の返済が完了したときは、債権証書の返還を必ず受けましょう。

北海道では、フリーダイヤルを設置して、貸金業者を利用していただく方からの苦

貸金業苦情相談専用フリーダイヤル

- お悩みの方は気軽にご相談ください -

電話番号	フリーダイヤル 0120 178372 <small>電話 1本 ナヤミナニ</small>
受付日	毎週月曜日と金曜日 (祝・祭日、12/29～1/3を除く)
受付時間	10:00～12:00、13:00～16:00
受付内容	貸金業に関する苦情の申し立てまたは相談

情相談を受け付けていますので、お気軽にご相談ください。通話料は無料です。
また、通話料は有料ですが、フリーダイヤルのサービス曜日・時間以外は、上川支庁商工労働観光課商工振興係 ☎ 0166 46 5940 または、道庁経済部商工局商工金融課近代化資金グループ ☎ 011 23 1411 内線 2636 (7) に電話をいただいても係員または、相談員が相談を受け付けていますので、ご利用ください。

消防広報「ほのお」

2006.10 第72号

秋の全道火災予防運動

実施期間 10月15日～31日

日増しに寒さも厳しくなり、暖房器具を使用する機会が増え火災が発生しやすい時期を迎えました。防火意識を一層高めて火災の発生を防止し、悲惨な焼死事故や財産の損失を防ぎましょう。この運動期間中、南富良野支署ではいろいろな行事を予定していますが、火災予防について皆さん一人ひとりの一層のご注意ご協力をお願いします。

統一標語 「消さないで あなたの心の 注意の火」

§ 住宅防火 いのちを守る 7つのポイント §

3つの習慣

- 寝タバコは、絶対やめる。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスコンロのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具や衣類からの火災を防ぐために、防災製品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

問い合わせ先 富良野地区消防組合富良野消防署南富良野支署 電話 52 2119